

令和元年 第9回

仙北市農業委員会総会議事録

令和元年7月5日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和元年7月5日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (15人)

1番 佐藤 孝典 3番 青柳 良信

4番 荒木田 浩生 5番 門脇 博美

6番 小玉 均 7番 佐藤 一也

8番 齋藤 瑠璃子 9番 千葉 智永

10番 高橋 政敏 11番 小田嶋 比左子

12番 鈴木 八寿男 13番 大石 知

14番 草 彌 良孝 15番 眞崎 純孝

17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (2名)

2番 佐藤 和 16番 藤村 紀章

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第26号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(3) 議案第27号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(4) 議案第28号

農業委員会の適正な事務実施について

(5) その他

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に9番千葉委員、10番高橋委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時5分)

議 長 ありがとうございました。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、令和元年6月7日から令和元年7月4日まで9件の届出を受理したのち通知しております。報告1は以上です。(9時6分)

榎尾補佐 報告2、農地の転用事実に関する照会書が2件あり、会務報告でご報告しましたとおり、担当農業委員・農地利用最適化推進委員により現地確認を行っております。整理番号1番、申請人は〇〇市〇〇の〇〇さんです。照会地番は角館町〇〇地区、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、変更後の地目につきましては、原野となります。昭和〇〇年月日不詳より原野となっております。整理番号2番、申請人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。照会地番は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、変更後の地目につきましては、原野となっております。2件の照会につきましては、現地確認後、法務局への回答を行っておりますので、ご報告致します。

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 局長補佐 榎 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

9 番 千 葉 智 永 10 番 高 橋 政 敏

9. 会議の概要

議 長 ただ今から令和元年第9回仙北市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席委員は15名。欠席委員は2名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 それでは議事に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は〇〇市〇〇の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。3条有償移転の案件となります。利用目的は畑、申請事由につきましては、仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づく農地の取得となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです、3条有償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由につきましては、相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は〇〇市〇〇の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の案件となります。利用目的は畑、申請事由につきましては、財産処分及び相手方の要望となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、〇〇さんとなります、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の案件となります。利用目的は畑、申請事由につきましては、現状に合わせた譲渡・譲受となります。

整理番号5番と6番については関連がありますので、一括で説明を致します。またこちらにつきましては、自作地の相互交換の案件となります。

伊藤主事 整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。また整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は同じく〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。先ほどお話ししましたとおり、交換移転の案件となります。

整理番号7番と8番につきましても、整理番号5、6番と同様に自作地の相互交換案件となります。整理番号7番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。また整理番号8番、農地の所在は同じく〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は同じく〇〇地区の〇〇さん、譲受人も同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。こちらも交換移転の案件となります。

整理番号9番、10番につきましても自作地相互の交換案件となりますので、一括でご説明致します。整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。また整理番号10番につきましては、農地の所在は同じく〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は同じく〇〇さん、譲受人は同じく〇〇さんです。

整理番号11番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、貸付人は公益社団法人秋田県農業公社、借受人は西木町〇〇地区の〇〇です。使用収益権の設定案件となります。利用目的は田、申請事由は公社特例事業分割型による使用収益権の設定となりま

伊藤主事 す。備考欄にも記載しておりますが、期間につきましては〇〇年間、〇〇年後に借受人がこちらの農地を取得することとなります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条使用貸借の案件となります。利用目的は畑、期間は〇〇年間、申請事由は農業者年金経営移譲年金の受給を継続するための再設定の案件となります。

次に整理番号13番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、〇〇.〇〇㎡、畑〇〇筆、〇〇㎡、合計面積〇〇.〇〇㎡、貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条使用貸借の案件となります。利用目的は田・畑、期間は〇〇年間、申請事由は農業者年金経営移譲年金の受給を継続するための再設定の案件となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につきましては、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《整理番号1番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、4番荒木田委員よりお願いします。

4番荒木田 《整理番号2番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号3番及び12番については、14番草薨委員よりお願いします。

14番草薨 《整理番号3番及び12番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《整理番号4番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号5番から10番について、7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤 《整理番号5番から10番まで、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号11番については、11番小田嶋委員よりお願いします。

11番小田嶋 《整理番号11番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号13番については、5番門脇委員よりお願いします。

5番門脇 《整理番号13番について、3条調書による現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 整理番号11番の権利種別の使用収益権と記載してありますが、説明をお願いします。

伊藤主事 農業公社の使用貸借の権利設定を行う際には、使用収益権の設定となります。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することとします。(9時26分)

議長 次に議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。事務局は内容の説明をお願いします。

伊藤主事 それでは、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画につきまして、内容の説明を致します。整理番号17番から90番につきましては、生保内南基盤整備事業に伴う農地中間管理事業の案件となります。20ページに転貸予定の内訳を記載しております。主な転貸予定者は法人を含め4経営体となります。

それでは、内容の説明を致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、自己資金による売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿田・原野、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇 〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月となります。こちらについても、農地中間管理事業による貸借を考えておりましたが、現在所有権移転仮登記の履歴が記載されており、農地中間管理機構と協議により今回の場合において、貸借の権利設定が難しいことから、農業経営基盤強化促進法による貸借とすることとなっております。またこちらにつきましては、〇〇基盤整備事業による一時利用指定がなされており、その面積につきましては〇〇㎡、10アール当たり〇〇円の単価で一時利用指定面積での賃借料となり、年額〇〇円となります。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

次に整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

伊藤主事

次に整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇です。利用目的は田、期間は10年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番から10番につきましては、利用権移転の案件となります。

整理番号7番から10番につきまして、一括で説明致します。整理番号7番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿牧場、現況畑、畑〇〇筆、〇〇㎡のうち〇〇㎡、整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑2筆838㎡、合計面積〇〇㎡、こちらについて田沢湖〇〇地区の〇〇さんが借り受けているところですが、〇〇〇〇へ利用権移転を行います。利用目的や賃借料につきましては、そのまま移ることとなります。

整理番号11番から13番につきましては、再設定の案件となります。こちらにつきましては、先月の農用地利用調整会議にて問題ないと判断されました内容となりますので、説明は割愛させていただきます。また備考欄には前回設定内容を記載しておりますので、ご覧くださるようお願いいたします。また、整理番号14番から16番につきましては、農地中間管理事業案件となります。こちらも農用地利用調整会議にて問題ないと判断されて

伊藤主事 おりますので、説明は割愛させていただきます。

次に整理番号17番から90番までの内容を説明させていただきます。議案20ページをご覧ください。先ほど若干説明致しましたが、今回〇〇経営体の借受予定を記載しております。こちらの経営体で合計〇〇筆、〇〇.〇〇㎡の農地の集積が行われることとなります。賃貸借料につきましても記載しておりますが、基本的に整備済の田は10アール当たり〇〇円、整備済の畑は〇〇円、整備外の田については一部例外はありますが、10アール当たり〇〇円となっております。整備済の田、畑につきましては、一時利用指定地の面積にて賃貸借料の算出を行っております。資料25ページ以降は各筆の明細を記載した一覧表を記載をしております。本来であれば議案様式での作成をするべきですが、今回に限り必要事項のみの記載となります。ご了承くださるようお願いいたします。備考欄には圃場整備や10アール当たりの単価等を記載しておりますので、詳細については割愛させていただきます。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、16番藤村委員の報告ですが、欠席ですので事務局よりお願いします。

伊藤主事 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、4番荒木田委員よりお願いします。

4番荒木田 《整理番号2番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、13番大石委員よりお願いします。

13番大石 《整理番号3番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、15番眞崎委員よりお願いします。

15番眞崎 《整理番号4番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号5番については、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《整理番号5番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号6番については、8番齋藤委員よりお願いします。

8番齋藤 《整理番号6番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号7番から10番については、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《整理番号7番から10番まで現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については適正と認めることとします。

(9時46分)

議長 次に議案第27号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは議案第27号現況非農地証明願いに対する可否決定について内容の説明を致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況地目が共に田となっており、こちらの地目についてを非農地への地目変更となります。申請者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、面積は〇〇㎡、非農地申請の事由につきましては、平成〇〇年月日不詳に申請者が取得し、果樹木を植えたが育つことができず、現在に至ったとのことです。資料の写真をご覧ください。道路側手前から申請地に入ってい

檜尾補佐 けますが、奥の山林原野とほぼ同じような状況になってきており、農地への再生は非常に難しいと事務局は考えております。説明は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。9番千葉委員より現地確認報告をお願いします。

9番千葉 議長 《整理番号1番について、非農地現地確認報告》
議長 報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 「無し」の声あり
議長 無いようですので、議案第27号現況非農地証明願いに対する可否決定については、非農地とすることにご異議ございませんか。

議長 「異議無し」の声あり
議長 異議無しと認めます。議案第27号現況非農地証明願いに対する可否決定については、非農地とすることに決定致します。(9時51分)

議長 次に議案第28号農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは議案第28号農業委員会の適正な事務実施について、内容を説明致します。資料をご覧ください。こちらにつきましては、毎年前年

檜尾補佐 度の目標に対しての点検・評価と当該年度の目標及び達成に向けた活動計画を6月末までに作成し、ホームページ上などに公表することとなっております。仙北市農業委員会の場合におきましては、毎年度議案として総会での承認後に公表しておりますが、本年度は6月に議案とすることができずに大変申し訳ありませんでした。内容につきましては、仙北市内の農家数や耕地面積、認定農業者数などの概要、農業委員会の体制、農地集積面積、遊休農地面積などを記載しております。平成30年度の

檜尾補佐 農地集積面積や遊休農地解消面積につきましては、おおむね計画を達成していると考えます。また令和元年度の計画になりますが、農地集積面積につきましては、目標面積として300haと設定しております。こちらにつきましては、田沢湖生保内南地区圃場整備事業による農地集積が、今月の議案も含め進んでいくと判断しております。おおまかではありますが、内容については以上となります。また先ほどお話しをしましたが、平成30年度評価・令和元年計画が問題なしと判断されますと、その後ホームページ上に掲載することとなります。説明は以上になります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
6番小玉 議長 農業委員の現在の体制についてですが、そこに記載されております中立委員について、詳細をお聞かせください。

檜尾補佐 議長 中立委員につきましては、所謂農家ではない方や学識経験者の方が農業委員として活動なさる場合に中立委員としてカウントをしております。仙北市農業委員会では11番小田嶋委員が該当致します。

議長 議長 暫時休憩とします。(9時57分)

議長 議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時59分)

議長 議長 他にご意見ご質問等ございませんか。
議長 「無し」の声あり

議長 議長 無いようですので、議案第28号農業委員会の適正な事務実施について原案通り決定することにご異議ございませんか。

議長 「異議無し」の声あり
議長 議長 議案第28号農業委員会の適正な事務実施については、原案通り決定

することとします。(10時01分)

会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時8分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。
事務局よりお願いします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和元年7月5日

議長

浅利局長 協議事項はありません。

署名員 9番

今後の日程

7月25日(木) 秋田県農業会議常設審議委員会 13時30分～

(秋田市 「パークホテル」)

7月26日(金) 令和元年度都市農業委員会会長事務局長会議

11時～ (秋田市「パークホテル」)

8月1日(木) 令和元年度市町村農業委員会地区別研修会

(横手市「横手セントラルホテル」) 13時30分～

8月9日(金) 農地パトロール(利用状況調査)推進会議 9時～

終了後 第10回農業委員会総会 10時～

(西木総合開発センター「集会室」)

公務災害補償制度について

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 暫時休憩とします。(10時2分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時7分)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和元年9回仙北市農業委員会総

署名員 10番
